

環境事業団法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案参照条文

環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）（抄）

（業務の範囲）

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（次号において「一般廃棄物処理施設」という。）である同法第二条第二項に規定する一般廃棄物（同号において「一般廃棄物」という。）の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（同号において「産業廃棄物処理施設」という。）である同法第二条第四項に規定する産業廃棄物（同号において「産業廃棄物」という。）の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第二項に規定する地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

五 産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域のかつ適正な処理及び産業廃棄物処理施設の周辺地域における生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場（当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下この号において「最終処分場」という。）若しくは産業廃棄物の脱水、乾燥、焼却若しくは破碎を行うための施設（当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）で政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地（前号に規定する緑地に該当する緑地を除く。）を設置し、及びこれらを譲渡すること。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。）の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るため必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十三条に規定する集団施設地区の区域でその区域内における同法第二条第六号に規定する施設（以下この号において「公園施設」という。）を一体的に整備することが必要なものにおいて、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の保護及び利用者との自然環境に関する理解の増進を図り、並びにその他自然公園の健全な利用に資するために設置することが必要な複合施設（二以上の公園施設であつてその組合せ及び配置が政令で定める要件に適合するものをいう。）を設置し、及び譲渡すること。

八 公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な機材であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。

九 前各号の業務に関する情報又は技術的知識であつて開発途上地域における環境の保全に資するものを整理し、及び提供するとともに、国

際協力事業団の委託に基づき、開発途上地域からの技術研修員に対し当該技術的知識を習得させるための研修を行うこと。

十 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成を行うこと。

イ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 本邦以外の地域に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

十一 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項第一号から第五号まで又は第七号の業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。